

新型コロナウイルス関連情報（当国国内措置の更新）

令和4年8月29日

- 8月26日、ポルトガル政府は、現在有効となっている「警戒（situacao de alerta）」宣言を、9月30日23時59分まで延長しました。
- また、公共交通機関（航空機、タクシー、アプリ乗車を含む）及び薬局等におけるマスクやフェイスシールドの着用義務を撤廃しました。一方、医療機関・施設、高齢者・要介護者・障害者の支援施設及び当該者の自宅支援における着用義務は維持されますので御留意ください。

【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話：+351-21-311-0560

FAX：+351-21-353-7600

Email: consular@lb.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい場合は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※当館に「在留届」を提出した方で帰国や転居済みの方は、以下のURLから帰国届又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

※災害や騒乱等が発生した際、御家族、御本人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3か月以上の滞在）の提出、又はたびレジ（3か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者に御案内いただきますようお願いいたします。